

債権回収会社をかたった 「架空請求ハガキ」にご注意！

法務省など公的機関だけでなく、債券回収会社をかたった架空請求ハガキ事例も増えています。

●債権回収会社は法務大臣の営業許可が必要で、法務省のホームページで確認できます。

●実在の債権回収会社と一字違いで巧妙に書かれている場合があります。ご注意ください。

実在の債権回収会社でない場合は、絶対に連絡を取らないように！



お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

消費生活相談電話 **845-6666**

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

気軽にご相談を

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

横浜市消費生活総合センター

検索